



総務省

# IP網への移行完了やメタル回線設備縮退等 のネットワーク環境の変化を踏まえた メタルIP電話に係る接続ルールの在り方 (ヒアリングにおける主な意見)

---

令和8年2月16日  
事務局

## 論点1－1 メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用するべきかどうか。

## ① LRIC方式の導入意義との乖離

主な意見

LRIC方式の廃止に  
賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
条件付で賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
反対する事業者

構成員コメント

(NTT東西)

- 音声通話は、固定電話からモバイル、さらにはLINE、Teamsといった通信アプリ等、新たなコミュニケーションツールにシフトしており、利用者は多様なサービス・ツールから通信手段を選択している状況であることから、LRIC方式を導入する上の前提とされた音声通話市場における加入電話の独占性はもはや存在しない。
- 加入電話の利用はLRIC方式導入時と比較して▲96%（通話時間）まで減少し、今後も減少傾向が継続すると見込まれている状況であり、加入電話の市場は顧客獲得を事業者間で競う「競争フェーズ」から、サービスをコストミニマムかつ安定的に提供していく「維持・縮退フェーズ」に移行していることや、IP網への移行完了（2025年1月）により中継電話におけるマイライク競争は終了していることから、中継電話市場の競争促進を図るという目的で導入されたLRIC方式は、その役割を終えている。**
- IP網への移行完了により、事業者間の接続形態はシンプルな発着2社間の直接接続になり、当社を含む各社は、お互いに着信網の接続料を負担した上で発信呼の料金設定を行う対称・対等な関係となつたため、当社のみにLRIC方式を適用するといった非対称規制を課す必要性はなくなっている。
- 加入電話は利用の減少や老朽化した設備の維持限界により、2035年頃までにはサービスレベルの維持が困難となる状況を迎えており、2035年頃までの間、いかにコストミニマムかつ安定的にサービスを提供していくかという「維持・縮退フェーズ」に入っているのが実態であるところ、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用する」というLRIC方式の前提是実態と乖離している。

(NTTドコモ)

- 音声サービス市場の縮小傾向は今後も継続すると考えられることから、行政・事業者双方の規制対応コストの最小化を図ることが望ましいため、規律整備時に整理された役目・役割を果たしたと考えられる規律については随時廃止すべき。
- 長期増分費用(LRIC)方式は、導入当初に整理された「接続料引下げを促進して、競争を通じた利用者の利便向上を実現する」という役目・役割を果たしたと考えられるので、電気通信事業法の関連する規定を改正し、廃止すべき。

(武田専門委員)

- LRIC方式のメリットは、事業者間の競争が促進されて、需要が増加していれば、料金の低下、安全性やサービスの向上のための長期的な設備投資へのインセンティブが働くとされているところ、逆に今のような需要が減少しているところでは、メリットが発揮できず、むしろデメリットが大きくなるため、その意味で、LRIC方式廃止の意見は理解。

## 論点1－1 メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用するべきかどうか。

## ② メタル収容装置等の提供における非効率性の排除の見通し

## 主な意見

LRIC方式の廃止に  
賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
条件付で賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
反対する事業者

構成員コメント

(ソフトバンク、楽天モバイル、Coltテクノロジーサービス)

- 2021年の接続制度の在り方の最終答申※において、非効率性排除の必要性からLRIC方式が継続採用されることとなり、現状もその状況に変化はないため、非効率性排除の明確な見通しが示されない限りLRICは継続すべき。

※「IP網への移行の段階を踏まえた接続制度の在り方～IP網への移行完了を見据えた接続制度の整備に向けて～最終答申」(2021年9月)

## 4. 1. (2) IP網へ移行後のメタルIP電話/ひかり電話の音声接続料の算定方法

(略) 現在、加入電話の接続料原価は、過去の独占的なPSTNの提供に起因する非効率性を排除するため、LRIC方式で算定されている。今般、NTT東日本・西日本から、メタル収容装置及び同装置にあわせて収容局内に設置される変換装置の提供において非効率性が排除されることを示す明確な見通しが示されていないことも踏まると、メタル収容装置及び変換装置により提供されるメタルIP電話の収容に係る機能等の接続料原価算定には、これまでどおり、現在PSTNの接続料原価算定に適用しているLRIC方式を適用することが適当である。

(NTT東西)

- サービス終了を見据えた需要の減少期においては、新たに設備を更改することなく、既存設備を維持・延命する対応が中心となるため、需要の減少に応じて毎年度設備を更改して設備量を削減することは難しい（設備の集約等により一定の効率化は可能）。需要の減少に応じて効率性は低下することから、コスト効率性のベンチマークとされるLRIC方式へのキャッチアップは構造上不可能であり、LRIC方式は既にベンチマークとして機能しない。

(高橋専門委員)

- NTT東西は、非効率性排除の明確な見通し（具体的な効率化の事例）を示すべき。

## 質問（案）

- (対NTT東西) LRIC方式廃止後においてメタル収容装置等の提供における非効率性がどのように排除されるのか明確な見通しを示すべきではないか。  
(需要の減少に応じて設備量を削減することは難しいとしても、先行実施工アリにおける実施結果等を踏まえた上で、2028年度を目指して策定予定のエリア単位での段階的なサービス移行計画をもとに、例えば、設備を集約するなど、設備費用がより効率的となるような設備計画を策定・開示することについて、どのように考えるか。)
- (対ソフトバンク、楽天モバイル、Coltテクノロジーサービス) 非効率性排除の明確な見通しとして、具体的に何が示されるべきと考えるか。
- (対ソフトバンク) ビル＆キープ方式原則化の議論においては、「接続料収入を高めるために非効率な設備投資を行うことはあり得ない」と主張されているところ、本件においては非効率性排除の明確な見通しを求めることとの整合性について、どのように考えるか。

## 論点1-1 メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用するべきかどうか。

## ③ 固定系非指定通信事業者の接続料のベンチマークとしての役割

主な意見

LRIC方式の廃止に  
賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
条件付で賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
反対する事業者

構成員コメント

(ソフトバンク)

- LRICは固定系の非指定通信事業者の接続料のベンチマークとして事業者間協議上有効に機能しており、仮にLRICを廃止する場合は事業者協議が滞るリスクあり。

(一般社団法人日本ユニアド通信事業者協会（JUSA）)

- LRICは、理論上最も効率的な設備を構築した場合の費用として、指定事業者のみならず接続事業者（他社）にとっても、自社の接続料原価やネットワーク効率性を測る重要なベンチマークとして機能しており、接続条件が個別交渉に委ねられる現状において、極めて重要なアンカーとしての役割を果たしている。仮にLRICを廃止した場合、強い交渉力を有する大手事業者との接続協議において、客観的な価格基準が失われることで協議が円滑に進まない恐れがある。 LRICであっても長期間にわたり大手事業者との合意に至らないケースもある。LRICが廃止されることは相対的に中小事業者にとって不利であり、ひいては公正競争環境が減退する可能性が高い。

(アイ・ピー・エス・プロ)

- LRICが担う固定系非指定通信事業者の接続料のベンチマークという役割については、「加入電話/ISDN」が固定系の市場をほぼ支配していた時代には有効な指標であったとの認識ですが、ひかり電話の増大により固定系の市場価格として存在した二価格（「加入電話/ISDN（LRIC方式）」と「ひかり電話（実際原価方式）」）間の価格差が拡大した時代では、必ずしも有効な指標であったとは言えないとの認識。
- PSTNマイグレーション後、固定系市場価格は一価格時代をむかえ、その一価格であるNTT東西の「組合せ適用単金」が固定系非指定通信事業者の新たなベンチマークとなっている。その組合せ単金の形成要素であるメタルIP電話接続料をLRIC方式から実績原価方式へ変更しても影響は軽微であることから、LRIC方式を直ちに廃止しても問題ないと考える。中小規模事業者は実績原価方式自体も取り得ず、大手事業者と発信網ミラーにて水準を合わせることにより、水準の均衡を図っていることを再度ご認識していただきたい。

質問（案）

- （対ソフトバンク、JUSA）現在どのようなベンチマークを用いており、LRIC方式から実績原価方式に変更された場合には具体的にどのような影響が及ぶのか。
- （対ソフトバンク、JUSA）PSTNマイグレーション後はNTT東西の「組合せ適用単金」が新たなベンチマークとなっており、その組合せ単金の形成要素であるメタルIP電話接続料をLRIC方式から実績原価方式へ変更しても影響は軽微との指摘について、どのように考えるか。
- （対ソフトバンク、JUSA）事業者間協議が滞るリスクが懸念されるのであれば、LRIC方式を廃止しビル＆キープ方式を原則化することにより、そもそも接続料の協議自体が不要となり、強い交渉力を有する大手事業者から低廉な接続料を求められるリスクもなくなるが、どのように考えるか。

## 論点1－1 メタル回線設備が縮退する見込みであることを踏まえ、引き続き、LRIC方式を接続料算定に適用するべきかどうか。

## ④ LRIC方式を継続する場合における運用プロセスの簡素化

主な意見

LRIC方式の廃止に  
賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
条件付で賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
反対する事業者

構成員コメント

(NTT東西)

- LRIC方式を直ちに廃止すべきであり、運用プロセスの簡素化に検討の時間を費やすべきではない。

(KDDI)

- ビル＆キープ方式が原則化された場合、LRIC方式から実際費用方式に見直しても接続事業者に与える影響は限定的になることから、事業者・行政コストの最小化のためにはLRIC方式による接続料算定の廃止が望ましい（なお、ビル＆キープ方式が原則化されない場合、実際費用方式への見直しによる接続事業者への影響は小さくないため、運用プロセスの簡素化を行い事業者・行政コストは抑えつつも、LRIC方式による算定は原則継続すべき。）
- ビル＆キープ方式の原則化と合わせたLRIC方式による接続料算定の廃止までの期間においては、事業者・行政コストを低減する観点から、接続料に与える影響も踏まえながら、運用プロセスの簡素化を行うことが望ましい。
- 運用プロセスの簡素化については、「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申（2024年6月）の内容を踏まえて検討すべき（例：大きな変動がない入力値や接続料原価に与える影響が限定的な入力値を固定化するなど）。

(ソフトバンク)

- LRICモデルの運用プロセスにおいて、費用対効果等を考慮し簡素化可能な部分は推進すべき（毎年度の更新対象は効果の大きな設備に絞り込む等）。

## 質問（案）

- （対NTT東西、KDDI、ソフトバンク）仮に、LRIC方式から実績原価方式、ビル＆キープ方式等に移行するとした場合、それまでの期間における時限措置となるLRIC方式の運用プロセスの簡素化を行うことの必要性について、今後検討にかける労力と得られる成果も考慮して、どのように考えるか。
- （対NTT東西、KDDI、ソフトバンク）LRIC方式の運用にあたり、事業者・行政コストの低減を図る観点で、入力値の固定化以外の簡素化の手法としてはどのようなものと考えられるか。

## 論点1－2 LRIC方式廃止後の接続料の算定方式（実績原価方式、ビル＆キープ方式等）はどうあるべきか。

## ① 実績原価方式への移行

主な意見

LRIC方式の廃止に  
賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
条件付で賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
反対する事業者

構成員コメント

(NTT東西)

- 当社は、LRIC方式導入からの25年間において、実際費用と比較して累計▲8,075億円の未回収額を負担してきたところであるが、今後も加入電話の赤字拡大が見込まれる中で、2035年頃までの代替サービスへの移行期間においても、老朽化した設備の保全・更改対応や災害対策等に必要な体制維持・構築等により、加入電話の安定的な提供を維持し、利用者が安心・安全にサービス利用できる環境を確保し続けるためには、実際に生じたコストが回収可能となることが必要不可欠であることから、LRIC方式の廃止後は、接続料算定方式を実際費用方式（実績原価）へ移行するべき。

(NTTドコモ)

- 廃止後の接続料算定方式は、料金の妥当性・負担の公平性の観点から実際に発生した費用と通信量に基づき接続料を決定する実際費用方式を採用し、特定の事業者が未回収額を負担するようになることが適当。

(アイ・ピー・エス・プロ)

- NTT東西によると長期増分費用方式では接続料原価を回収できていないと伺っており、接続料は利用実態に応じて適切な接続料が回収できることが原則かと思われることから、メタルIP電話にかかる接続料も将来原価方式（ひかり電話の接続料原価の考え方）が適当。
- 実績原価方式は、実際に構築した設備のコストが適正に接続料に反映される点は評価しますが、毎年度の遡及精算の発生による中小事業者に与える影響が大きく、翌年度の接続料が予め予見できる、将来原価方式が望ましい。小規模事業者の当社は網使用料の遡及精算に苦しんできたことから、遡及精算が発生しない方式が事業者間の標準方式になることを求める。

(エヌコム)

- 接続料の算定方法については、LRICモデルに拘らず、関係者の負担軽減・簡素化が出来る方法の見直しに取り組むべきと考えており、実績原価方式がそれに寄与するのであれば、同方式の導入を検討すべき。

(相田主査)

- メタルIP電話固有部分の接続料については東西均一料金になっているが、LRICを廃止することになった場合には、併せて東西別料金にするかどうかを検討する必要が出てくる。

質問（案）

- （対各事業者）現行制度ではLRIC方式が適用されるメタルIP電話固有部分の接続料は東西均一料金となっているが、LRIC方式から実際費用方式に移行した場合、東西それぞれの費用を踏まえて東西別料金とすることでよいか。それとも東西均一料金を維持すべきか。
- （対各事業者）東西別料金とする場合、東日本電信電話株式会社の西日本電信電話株式会社に対する金銭の交付に関する省令は廃止することでよいか。

## 論点1－2 LRIC方式廃止後の接続料の算定方式（実績原価方式、ビル＆キープ方式等）はどうあるべきか。

## ② メタルIP電話の接続料について実績原価方式に移行した場合におけるワイヤレス固定電話の接続料の扱い

主な意見

LRIC方式の廃止に  
賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
条件付で賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
反対する事業者

構成員コメント

(KDDI)

- ・ ワイヤレス固定電話の接続料は、現状、メタルIP電話と見做して算定（メタルIP電話固有設備はLRIC方式）されているが、メタルIP電話固有設備の接続料算定についてLRIC方式を廃止する際には、ワイヤレス固定電話の接続料（実際費用方式）の適用方法の検討が必要。
- ・ 「固定電話を巡る環境変化等を踏まえたユニバーサルサービス交付金制度等の在り方」答申（2022年9月）において、「ワイヤレス固定電話が導入された結果、ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合と比べて、接続事業者の負担が増大することは適当ではない」とされていることを踏まえれば、ワイヤレス固定電話の接続料（実際費用方式）がメタルIP電話の接続料（実際費用方式）を下回ることが見込まれない限り、メタルIP電話の接続料と同額を設定すべき。

(相田主査)

- ・ ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を算定する際に、LRICの場合は、ワイヤレス固定電話の回線数と通信量等をメタルIP電話に合算して算定しているところ、実際費用方式に置き換えた場合でも、それが可能なのかどうかを検討する必要がある。

質問（案）

- ・ （対NTT東西）メタルIP電話固有分の接続料算定方式について、LRIC方式から実際費用方式に置き換えた場合においても、ワイヤレス固定電話の接続料（実際費用方式）がメタルIP電話の接続料（実際費用方式）を下回ることが見込まれない限り、メタルIP電話の接続料と同額を設定するという現行制度の考え方を維持することについて、どのように考えるか。
- ・ （対NTT東西）ワイヤレス固定電話が導入されていないと仮定した場合の接続料原価を算定する際に、LRIC方式の場合は、ワイヤレス固定電話の回線数と通信量等（通信時間・通信回数）をメタルIP電話に合算して算定しているところ、実際費用方式に置き換えた場合でも、現行の考え方を維持可能か。

## 論点1－2 LRIC方式廃止後の接続料の算定方式（実績原価方式、ビル＆キープ方式等）はどうあるべきか。

## ③ ビル＆キープ方式への移行

主な意見

LRIC方式の廃止に  
賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
条件付で賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
反対する事業者

構成員コメント

(NTT東西)

- ・ビル＆キープ方式については、事業者間の公平性等の観点から、「全事業者で一律（同時期に採用）・公平（事業者ごとの採用有無に差異なし）」での導入が前提になる。

(NTTドコモ)

- ・ビル＆キープ方式は指定・非指定事業者に関わらず、全事業者一律・公平での導入が前提と考える。

(エヌコム)

- ・全国事業者に比べて、事業規模が小さく、ユーザ数も少ない地方事業者は、ユーザ数が多く、通信量の多い大都市圏等をエリアとする全国事業者からの着信が多い傾向にあるため、事業者間精算を行わないビル＆キープ方式の原則的な導入は、収入減に繋がることから事業継続に影響を及ぼし、ひいては地方において選択できる事業者の減少に繋がることが懸念される。

(KDDI)

- ・ビル＆キープ方式が原則化された場合、LRIC方式から実際費用方式に見直しても接続事業者に与える影響は限定的になることから、事業者・行政コストの最小化のためにはLRIC方式による接続料算定の廃止が望ましい。（なお、ビル＆キープ方式が原則化されない場合、実際費用方式への見直しによる接続事業者への影響は小さくないため、運用プロセスの簡素化を行い事業者・行政コストは抑えつつも、LRIC方式による算定は原則継続すべき。）（再掲）
- ・「IP網への移行後の音声接続料の在り方」答申（2024年6月）において、現行の接続料算定方法の適用は2028年3月までとされていること、また、2028年度からはメタルIP電話についてエリア単位での段階的なサービス移行が予定されており、大幅な接続料変動や予見可能性の確保が困難になることによる接続事業者への多大な影響が考えられることから、メタルIP電話の移行が本格化する2028年度までにビル＆キープ方式の原則化を実施することが適切。

(一般社団法人日本ユニファイド通信事業者協会)

- ・全呼種のBK化が実現する際に、LRICの廃止に向けて議論いただくことを希望。

(武田専門委員)

- ・音声市場の縮小の影響を受ける当事者である事業者は廃止、当事者でない事業者は存続と考えられるため、その当事者の意見を無視することも難しい。次の算定ルール次第では、反対の事業者の意見が変わる可能性もあるが、現在のところはビル＆キープ方式の原則化には非常に意見が割れているので、集約が難しい印象。ビル＆キープ方式の原則化を議論しながら今後も廃止の方向を探ることになると捉えている。

## 論点1－3 LRIC方式の廃止による事業運営への影響及びそれを踏まえたどのような措置（激変緩和措置等）が必要と考えるか。

## ① LRIC方式の廃止による事業運営への影響及びそれを踏まえた激変緩和措置

## 主な意見

LRIC方式の廃止に  
賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
条件付で賛成する事業者LRIC方式の廃止に  
反対する事業者

構成員コメント

(NTT東西)

- 今後も加入電話の赤字拡大が見込まれる中、接続料算定方式についてLRIC方式を廃止のうえ**実際費用方式（実績原価）**へ変更することで、今後について**はコストの未回収は生じなくなること**から、2035年頃までの間において**加入電話を安定的に提供することに寄与する**。
- 実際に**接続事業者に適用する接続料は**、LRIC方式で算定している加入者収容装置等と実際費用方式（将来原価方式）で算定している光IP電話接続機能を組み合わせた「組合せ適用接続機能」において、**LRIC方式の適用範囲は一部に限られるため**、実際に適用される接続料を比較した場合、**両方式の差分率は2027年度適用で東日本:約7%、西日本:約8%**となっていることから、**特段の激変緩和措置は行わざとも、速やかに実際費用方式（実績原価）による算定に変更することも考えられる**。
- なお、2028年度以降の接続料水準に関しては、2028年度頃からエリア単位で段階的に実施予定のサービス終了計画について、2026年度から実施する一部エリアでの先行的な移行によるお客様対応状況等を踏まえて策定・実施予定であるため、現時点では見通しを示すことは困難。

(アイ・ピー・エス・プロ)

- 組合せ適用単金の形成要素であるメタルIP電話接続料をLRIC方式から実際原価方式へ変更しても影響は軽微である。

(楽天モバイル)

- 接続料の上昇により他事業者の事業運営に影響を与える場合においては、**激変緩和措置等の対策を検討いただきたい**。（激変緩和措置の例：NTT東西の「メタルから光/モバイルへのサービス移行」の計画等を鑑み、**2025年の料金を上限額として5年程度を目安に適用**）

(西村（暢）専門委員)

- NTT東西としては、激変緩和措置が必要ないような御主張だったと思うが、この7%、8%という影響が、どの程度のものなのかは他社の意見等もお伺いしながら考えていかなければいけないし、激変緩和措置の取り方次第にもよる。

## 質問（案）

- （対NTT東西）仮に実際費用方式に移行した場合、2028年度以降の接続料水準が更に上昇する可能性もあることから、接続事業者に過剰に転嫁されることがないよう、先行実施エリアにおける実施結果等を踏まえた上で、2028年度を目途に策定予定のエリア単位での段階的なサービス移行計画をもとに、例えば、設備を集約するなど、設備費用がより効率的となるような設備計画を策定・開示することについて、どのように考えるか。
- （対楽天モバイル）激変緩和措置等の対策を検討いただきたいと主張される「接続料の上昇により他事業者の事業運営に影響を与える場合」とは、具体的にどの程度の接続料水準の上昇を指しているのか。
- （対楽天モバイル）激変緩和措置の例として挙げられている、2025年の料金を上限額として5年程度を目安に適用する措置は、どのような考えに基づくものか。

論点2 「裁定方針」第3項において、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、例えばLRIC方式を用いることとしている点をどうすべきか。

① LRIC方式に代わる手法の在り方

主な意見

LRIC方式の廃止に  
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に  
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に  
反対する事業者

構成員コメント

(NTTドコモ)

- 事業者より算定に必要なデータの提出がなかった場合、裁定方針第3項が適用されることとなるが、当該事業者が山間や島しょ部等の高い設備構築コストが発生する地域を避け、都道府県内においても特に需要の見込まれる設備の効率性の高い地域でのみ設備構築を行い、サービス提供する等の場合において、当該事業者の本来の接続料が第3項が適用される場合に比して低廉となる可能性も考えられるため、第3項においては、意図的にデータの提出を回避することを抑止するために、低廉な接続料等（業界最低水準等）を用いるべき。

(アイ・ピー・エス・プロ)

- LRICから実績費用方式に移行することは異論はない。

(エネコム)

- 接続料の算定方法については、LRICモデルに拘らず、関係者の負担軽減・簡素化が出来る方法の見直しに取り組むべきと考えており、実績原価方式がそれに寄与するのであれば、同方式の導入を検討すべき。（再掲）

(KDDI)

- ビル&キープが原則化された場合、事業者間で接続料の紛争自体が起らなくなるため、裁定方針自体が不要になると想定しており、ビル&キープ方式の原則化とLRIC方式の廃止を同時に実行した場合は、LRIC方式を廃止したから、裁定方針をどうするかといった議論そのものが要らなくなる。

(楽天モバイル、Coltテクノロジーサービス)

- メタル回線設備が残る限りは、原則として引き続きLRIC方式を適用すべき。

質問（案）

- （対NTTドコモ）低廉な接続料等（業界最低水準等）を用いるべきとあるが、具体的にどのようなものを想定しているのか。例えば、NTT東西の認可を受けた接続約款に定める接続料が考えられるか。

論点2 「裁定方針」第3項において、有効と認められるデータの提供が行われない場合には、例えばLRIC方式を用いることとしている点をどうすべきか。

② 有効なデータの提供が行われるため等の環境整備

主な意見

LRIC方式の廃止に  
賛成する事業者

LRIC方式の廃止に  
条件付で賛成する事業者

LRIC方式の廃止に  
反対する事業者

構成員コメント

(NTTドコモ)

- 接続料は実際に構築した設備に対し発生したコストを過不足なく回収することが原理原則であるため、まずは裁定方針第2項に応じた裁定が可能となるように会社法等に基づく計算書類等を基にした算定に必要なデータの要件（費用は電気通信業務に係るものに限定する、原価に営業費は含めない、音声・データ等で共通的に発生する費用はトラヒックにて配賦等）やネットワーク図等を予め総務省が例示する等して、たとえ簡便な方法であっても非指定事業者の原価等の算定を可能とする環境を整備すべき。

(アイ・ピー・エス・プロ)

- 加入者向け料金における網使用料の原価率は一定の統計を取っておくことで事業者の運営が健全におこなえているかが見える化できると考え、そのような程度の統計はLRIC廃止後も継続して取り続け公開していくべき。

質問（案）

- （対各事業者）非指定事業者の原価等の算定を可能とするため、会社法等に基づく計算書類等を基にした算定に必要なデータの要件やネットワーク図等を予め総務省が例示すべきとの指摘について、どう考えるか。また、「算定に必要なデータの要件」として挙げられているもの（=費用は電気通信業務に係るものに限定する、原価に営業費は含めない、音声・データ等で共通的に発生する費用はトラヒックにて配賦）以外にどのような要件を求めるべきか。
- （対NTT東西）加入者向け料金における網使用料の原価率（※事務局注：アイ・ピー・エス・プロより、音声接続に係る組合せ適用接続機能の料金額における東西の単純平均を加入電話の一般通話料（県内通話及び県間通話）で除した数の旨回答あり）について一定の統計を取り、継続して公開していくべきとの指摘について、どう考えるか。